

者ノ以在ヲ拒絕ニ被解者ニ名トノニ會見在記餘料  
ノ精算ヲ授キ爲ニ双方異議ナク問題解決セリ

記

南部幸雄

月給二十三圓中ヨリ食費前金引四圓二  
三錢ノ不足額ヲ支拂タル上荷物引取ルコトニ  
決定

荒川勝

本月一日ヨリ雇入シタルモノニ付十一日ハ給  
料ヨリ食費ヲ差引キ三日三十錢ヲ給

新沼二郎

學徒交渉ニシテ是ノ解決

右々申(通)奉復也

(川記)

理由書

本寺は現在の餘料及生活状態は各々の手帳を以て之を  
示す所と爲す。將來の向上發達を爲すに必要なりとの條項  
及數額候也

昭和四年十一月八日

- 佐々木留太郎
- 南部幸雄
- 佐藤定一
- 向山乙美
- 新沼公平
- 荒川勝

山崎屋敷事務所

小林正 殿